

メーターの設置場所および管理に関する確約書

(一般住宅)

水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(多気町水道事業給水条例 第13条)

(メーターの設置)

- 1、メーターは、原則として門、塀、石積等工作物でさえぎることなく、当該建築物の敷地内（民地側1メートル以内）に設置する。
- 2、点検、修繕及び交換作業を容易に行うことができ、かつ衛生的で損傷のおそれがない場所に設置する。やむを得ず、門、塀、石積等工作物を築く場合は、修理および検針が容易にできる空間（幅60cm以上、高さ60cm以上、奥行き45cm以上）をメーターボックスを中心に設ける。
- 3、給水装置（給水管並びに分水栓、止水栓、メーター（メーターボックス含む））の設置場所には機能を妨害するおそれのある物件を置き、又は工作物を設置しない。
- 4、メーターボックスの高さ（位置）を変更する場合は、水道職員に協議を行う。

(給水装置の管理責任)

- 1、メーター以降の給水装置の維持管理（漏水等）については、使用者側の管理責任とする。また、水質の保全に支障をきたすような器材の使用は行わない。

(その他)

- 1、権利を第三者に移転する場合、使用者は権利取得者に確約書を継承する。
- 2、現状（計画）を変更する場合は速やかに水道職員と協議を行う。

上記の事項に違反した場合は、水道事業管理者の指導により改善するものとし、費用が発生する場合は、使用者側において負担することを確約します。

多気町水道事業管理者 様

令和 年 月 日

使用者
住所

氏名

印